

## 滋賀県文化審議会第6回会議開催概要および表決結果

### 1 開催方法および表決日

開催方法：滋賀県文化審議会委員による書面表決

表決日：平成23年6月15日(水)

### 2 議題

議題第1号 滋賀県文化審議会評価部会設置要綱の制定について

議題第2号 滋賀県文化審議会次世代育成部会設置要綱の制定について

### 3 参考資料

参考資料1 滋賀県文化審議会評価部会委員および専門委員

参考資料2 滋賀県文化審議会次世代育成部会委員および専門委員

### 4 書面表決結果

(1) 議題第1号 滋賀県文化審議会評価部会設置要綱の制定について  
承認多数により可決

(2) 議題第2号 滋賀県文化審議会次世代育成部会設置要綱の制定について  
承認多数により可決

## 滋賀県文化審議会評価部会設置要綱

### (趣旨)

第1 滋賀県文化審議会(以下「審議会」という。)は、滋賀県文化審議会規則(平成21年8月24日滋賀県規則第56号。)第5条の規定に基づき、滋賀県文化振興基本方針に定める施策の評価等を行うため、評価部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (会議)

第2 部会長は部会に属すべき委員および専門委員の互選によって定める。

2 部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (関係者の出席)

第3 部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

### (庶務)

第4 部会の庶務は、総合政策部文化振興課において処理する。

### (細則)

第5 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

### 付則

この規定は、平成23年 月 日から施行する。

滋賀県文化審議会次世代育成部会設置要綱

(趣旨)

第1 滋賀県文化審議会(以下「審議会」という。)は、滋賀県文化審議会規則(平成21年8月24日滋賀県規則第56号。)第5条の規定に基づき、子どもや若手芸術家等の育成などの施策を効果的に展開するため、次世代育成部会(以下「部会」という。)を設置する。

(会議)

第2 部会長は部会に属すべき委員および専門委員の互選によって定める。

2 部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第3 部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第4 部会の庶務は、総合政策部文化振興課において処理する。

(細則)

第5 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

付則

この規定は、平成23年 月 日から施行する。

滋賀県文化審議会評価部会委員および専門委員

- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 委員   | 東幸代（滋賀県立大学人間文化学部准教授）       |
| 委員   | 殿村美樹（株式会社TMオフィス代表取締役）      |
| 委員   | 中川幾郎（帝塚山大学法学部教授）           |
| 専門委員 | 河島伸子（同志社大学経済学部・経済学研究科教授）   |
| 専門委員 | 直田春夫（特定非営利活動法人NPO政策研究所理事長） |
| 専門委員 | 富永茂樹（京都芸術センター館長）           |

（敬称略　：　委員・専門委員毎に五十音順）

滋賀県文化審議会次世代育成部会委員および専門委員

委員 杉江淑子（滋賀大学教育学部教授）

委員 辻喜代治（成安造形大学芸術学部教授）

委員 中島誠一（財団法人長浜曳山文化協会 曳山博物館次長）

委員 宮本妥子（打楽器・マリンバ奏者）

専門委員 木下達文（京都橘大学現代ビジネス学部准教授）

専門委員 瀬古祐嗣（甲賀市立油日小学校校長）

（敬称略 : 委員・専門委員毎に五十音順）